

**鳥取県選挙管理委員会告示第14号**

日南町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成19年3月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

指定を解除した施設の名称	所在地
日南町立阿毘縁生活改善センター	日南町阿毘縁 1251-2